

論文

外村大著『朝鮮人強制連行』（岩波新書）を批判する

山田 喜弘（民間研究者）

はじめに

東京大学大学院教授の外村大氏は、著書『朝鮮人強制連行』（岩波書店、平成24年）の中で、日本の戦時労務動員について次のように述べている。

「今日までの歴史研究は、本人の意志に反し暴力的に朝鮮人を労働者として連れて来る行為が行われていたことを明らかにしてきた。」⁽¹⁾

しかし、一次資料を実際に読んでみると果たして「強制連行」なるものが本当にあったのかと疑問を抱くと同時に、『朝鮮人強制連行』の記述の中に事実に反する箇所や、私が調べた一次資料の内容と同書の記述が一致しない箇所が幾つもあることに気付く。以下、この点について紹介したい。

外村氏は「募集」（昭和14年7月実施）の時期については、次のように記述している。

「一九三九年度の場合は、相当に応募者がいたことを次のように回想している（北海道立労働科学研究所『石炭鉱業の鉱員充足事情の変遷』一九五八年、なお本文中、昭和一三年＝一九三八年という文言があるが、この時点では朝鮮での募集は許可されておらず早魃も起こっていなかったため昭和一四年＝一九三九年が正しい）。

最初（昭和一三年）はかつてない大早魃の後だつたんです。木の根、草の根を食べている状況だつたものですから、最初の村へ行つたときには救いの神があらわれたというわけで、一つの村に一〇人〔の割当〕というのが二〇〇人位集つて、もう断るにも大変だつた。・・・まるで市場でも立つように人が集つてくるんですね。」⁽²⁾

この記述などは、下記の証言とも符合しており、同意出来る。

「今回の募集は鮮人大部分が早害農民である関係上、性質は至つて淳朴で殊に自分で詮衡した人間には自づと愛着を感じ、彼等も我々を「先生」とか「大將」と呼掛けて非常に懐しみを増して來ます。いよ一船が出る時はお互に手を握り合つたり萬歳を叫んで別れを惜んだ次第でした。」⁽³⁾

官斡旋の時期から暴力的になったのか

しかし、次に紹介するように「官斡旋」の時期以降、暴力的な朝鮮人の連行が始まったと記述しているのである。

「日本内地へ動員された朝鮮人やその遺族らの証言を見れば、一九四二、四三年時点でも経済的な理由から日本内地行きをむしろ喜んで受入れた被動員者も確かにいたことがわかるが（中略）しかし物理的暴力ないし心理的圧迫によって日本内地行きを強いられたケースが目立つようになっている。

そのいくつかを示せば次のようである。（中略）「日本人警官二名と面事務所の役人が一緒にやって来て連行していきました。・・・行きたくないと拒否すると、おまえらが行かなければ親兄弟を皆殺しにするぞと、脅しました」（一九四二年七月、咸鏡北道明川郡から岡山県三井造船岡山機械製作所に動員された崔重植の証言、朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行調査の記録 中国編』柏書房、二〇〇一年）⁽⁴⁾

ところが、次に紹介する昭和十七年の一次資料によると、朝鮮人の労働者が危篤の母親を見舞うために、一時的に朝鮮に帰省することを住友本社は認めている。

「証明書

本籍 扶余郡鴻山面上川里 大徐延泰 大正十年十月六日

右ノ者ハ昭和十六年八月二十五日付ヲ以テ貴鉱山行労働者ニ応募シ現貴鉱山ニ於テ勤務中ナルガ其ノ母親ハ昭和十七年一月十二日発病シ目下危篤中ナルガ其ノ母親ガ内地ニ居ル子息大徐延泰ノ名ヲ連呼シ対面シタガル事実ナレバ親子現世ノ最後ノ対面ヲ御許ノ一時帰鮮セシメラレタク部落聯盟理事長トシテ右事実ヲ証明ス

昭和十七年一月 日

扶余郡鴻山面上川里上老部落

連盟理事長 菊村重成

鴻労外第三七号

昭和十七年一月十四日

住友本社鴻之舞鉱業所 加賀山一

公州警察署長殿

尚州警察署長殿⁽⁵⁾

外村氏が紹介する証言では、「おまえらが行かなければ親兄弟を皆殺しにするぞと、脅しました」とあるが、危篤の母親を見舞うための一時帰鮮の証明書が残っているのである。他にも帰鮮理由として「結婚ノタメ」「父病氣看護ノタメ」「妻病氣看護ノタメ」等さまざまだが、中には「本人ハ未婚者ニシテ本籍地ノ親ヨリ妻帯ニ関シ通信アリ本人モ希望シタルタメ親元ヨリ帰鮮方依頼ノ通信及電報等駐在所宛ニアリタル由駐在所ヨリ連絡アリ」という理由もあり、「物理的暴力ないし心理的圧迫」を加えて連行した者を、このような理由で朝鮮へ帰省させるのは考えられない。

次に紹介するのは、三菱鑛業直島精錬所労務係の石堂忠右衛門氏の渡鮮日誌だが、日本への出発際に父親や母親がやって来て、息子を連れ帰ったという事実まで記述されている。(太字は引用者、以下同様)

「第一次朝鮮人労務者募集誌

自昭和十五年三月六日 至同年三月二十八日

(昭和十五年) 三月二十五日 (月) 曇

午前九時、郡庁ヲ訪ヒタル処ボツ―出頭セル者アリ。定刻ニ至リ各面ヨリ続々来レルガ新顔多数アリ。勢ヒ詮衡、写真等何レモ新ナル仕事トナリ午後五時ニ至ルモ名簿ノ作業出来(編集注：「出来あがらず」となるはず) 李主事ノ肝入ニテ応援数名ヲ得テ写真張り方名簿謄写等全タク汗ダクトナリタルガ、警察ヨリモシキリニ名簿提出方ヲ迫ラレ、四方八方目ノ廻ル忙ガシサニ漸ク七時頃ニ写真付名簿出来、太田部長ノ査証並ニ身体検査ヲ受ケタリ。八十名ノ内一名ハ署前ニテ母親ニ連れ帰ヘラレ、結局七十九名トナリタルガ、既ニ暗クナリ郡北迄ノ引率容易ナラザルヲ思ワレタリ。」(以下略)⁽⁶⁾

「第二次朝鮮人労務者募集日誌

自昭和十五年十一月二十日 至同年十二月十三日

十二月十一日 (水) 快晴

・・・正谷ノ一名ハ昨夜あぼぢ(编者注：父親) 来リ連れ帰ヘリタル由。兎角服を着せてトラックへ載せる迄は此方の人でない彼等である。全く水物だ。中野君の曰ク『朝鮮人の募集は選挙と同様で蓋を開ける迄は剩るやら不足するやら判らぬ』と事実其通りだ。今日の日になっても未だ数名の不参者あり。反面十名程警察前に押掛ける等忙しい次第だ。」(以下略)⁽⁷⁾

「自昭和十八年八月十五日 至九月二十五日

昭和十八年度渡鮮日誌

九月二十三日 (木)

出発準備ヲ整ヘ旅館支払五九九円余(中略) 昨夜宿ヘ老母訪ネ来リ、無理矢理一名連れ帰り九十九名とナリタル由。」(以下略)⁽⁸⁾

朝鮮人は基幹労働力だったのか

外村氏は炭鉱労働の主力は日本人ではなく、朝鮮人であったとして、次のように記述している。

「炭鉱労働のなかで危険を伴う採掘の仕事である先山の労働者に朝鮮人が占める比率は一九四四年頃には六割程度になっていたと伝えられている(『東洋経済新報』一九四四年二月二六日号)」⁽⁹⁾

確かに『東洋経済新報』の記事には、次のように記されている。(漢字は改めた)

「炭鉱労働者の給源は専ら半島であることは周知の如くだ。北海道でも労働者の五割は半島人であり、坑内では六割、場所に依つては七割にも及んでゐる。」⁽¹⁰⁾

しかし、同記事は「概観」「北海道」「常磐地方」「九州・山口」という構成で記述されているのである。

北海道地区の数字だけを取り上げて、あたかも日本全体の「危険を伴う採掘の仕事である先山の労働者に朝鮮人が占める比率は一九四四年頃には六割程度になっていた」と記述するのは、資料の取扱いが恣意的であると言わざるを得ない。

同記事中には、次に紹介する昭和十年の統計が紹介されており、「大きな対全国出炭比重は、現在とて変りがないのである。」⁽¹¹⁾と解説されているのである。

九州山口の出炭高及び内地出炭に占める割合⁽¹²⁾

(昭和十年)

	出来高(吨)	
福岡縣	二〇、〇八四、九四六	五三・二
長崎縣	三、〇八五、〇五六	八・二
佐賀縣	九四〇、八九二	二・五
熊本縣	四八、七八〇	〇・一
計	二四、一五九、六七四	六四・〇
山口縣	二、五九八、二一五	六・九
合計	二六、七五七、八八九	七〇・九

九州炭が全国の出炭の64%、これに山口炭を加へると70%余りになるのである。

この全国に占める出炭比率の高い九州・山口地区に於ける朝鮮人労働者の比率については、次のように記述されている。(括弧は引用者)

「(昭和)十八年三月末の福岡鉱山監督局調査によると管内全坑夫中に占める半島労働者比重は二二・八%となつてゐる。而も注目すべきは坑内労働特に採炭に従ふものゝ多い点で前者(九州)に於る比重は二九・八%、後者(山口)に至つては四六・八%を示してゐる」⁽¹³⁾

『東洋経済新報』の記事を根拠にして、「炭鉱労働のなかで危険を伴う採掘の仕事である先山の労働者に朝鮮人が占める比率は一九四四年頃には六割程度になっていた」と記述するのは、やはり無理があると思われる。

契約更新は強要か

また外村氏は、朝鮮人の契約更新については次のように記述している。

「ほとんどは強要によって契約更新がなされたと見るべきであろう（中略）

また、再契約する場合に一時帰郷を認めてはどうかという提言も一部にあり（中略）、実際にそれを約束した企業も存在したことが確認できる。だがこれも実行に移されず、朝鮮人労働者の紛争議を招くケースがしばしば見られた。」⁽¹⁴⁾

ところが、各企業は報奨金等を用意したり、記念品まで用意したりして、出来るだけ契約更新してもらうよう、努めている。

次に紹介するのは北海道炭礦汽船株式会社の事例だが、再契約期間が一年以上の者には朝鮮へ帰省する往復旅費を会社が負担したり、また帰省しない者には報奨金を増額している。

朝鮮人労務者契約期間満了者再契約勸奨の件（昭和十六年十月一日実施）

一 家族呼寄の促進（中略）

二 再契約勸奨方法

(1)再契約は満了の時より向う二カ年とする。

(2)再契約者は一カ月の休暇並びに記念品（五円以内）を授与し、一時帰鮮させることが出来る（中略）（表は横書きに直した）

項目				再契約期間	種別
往復旅費相当額	報奨金	休暇	記念品		
支給せず	支給せず	—	三円以内	六ヶ月未満	再契約者にして帰鮮しないもの
支給せず	三〇円	—	三円以内	六ヶ月以上一年未満	
五五円	三五円	—	五円以内	一年以上一年半未満	
五五円	四〇円	—	五円以内	一年半以上二年未満	
七〇円	五〇円	—	五円以内	二年	
支給せず	支給せず	認めず	三円以内	六ヶ月未満	再契約者にして一時帰鮮するもの
支給せず	三〇円	認めず	三円以内	六ヶ月以上一年未満	
実費	三五円	一カ月以内	五円以内	一年以上一年半未満	
実費	四〇円	一カ月以内	五円以内	一年半以上二年未満	
実費	五〇円	一カ月以内	五円以内	二年	

(15)

外村氏は一時帰郷がしばしば実行に移されなかったかのように記述しているが、事実は次のように朝鮮に帰省したまま期日までに戻って来ない朝鮮人労働者に対して、会社から警察署長に帰来を促してもらうよう依頼する文書が残っているのである。

鴻労外第一〇五四号

昭和十七年十二月九日

住友本社鴻之舞鉱業所 加賀山一㊦

慶尚北道尚州警察署長殿

一時帰鮮者再渡航方二関スル件

拝啓 初冬之候愈々御清祥之段奉賀候

陳者(以下略)

扱而昭和十七年九月三十日二ケ年ノ契約期間満了ト同時二ケ年ノ再雇傭契約ヲ為シ所轄紋別警察署ノ一時帰鮮証明書ヲ得テ一時帰鮮致候左記者等ハ既ニ再渡航期日ヲ経過セシモ未タ帰来不致候ニ付公務御多端ノ折恐縮ニ御座候得共早急帰来致ス様何分ノ御手配被下度御願申上候

先者右御願申上度如斯御座候

敬具

記

慶北尚州郡化北面立石里 金山奇徳 大正二年四月十五日生

慶北尚州郡化北面立石里 金山寿正 大正七年九月二十七日生

慶北尚州郡功城面草悟里 岩原同介 明治三十六年七月十七日生

(16)

見舞金のみか

外村氏は次のように、朝鮮人労働者がほとんど保障も無く、労働に従事させられたかのように記述する。

「動員先の労働で怪我をして働けなくなったり、あるいは本人が死亡したりしても、本人ないし家族が得られるのはせいぜい企業からの見舞金のみであった。なぜなら、日本内地の炭鉱等に配置されている朝鮮人はこの段階では徴用された者ではなく、したがって本人やその家族は国民徴用扶助規則の対象にはならなかったからである(中略)。」⁽¹⁷⁾

ところが、次の船尾鑛業の資料では、朝鮮人も日本人と同じように「被保険者として登録された」と記述されているのである。

「産業セメント(現麻生セメントの前身)は、原料の石灰石を近くの船尾鑛業所で採掘して工場へ送り込んだ。石灰石をダイナマイトで採掘して、それを小さく砕いて工場へ送るが、激しい肉体労働だった。爆破作業中にダイナマイトが暴発したり、トロッコが暴

走して事故が絶えなかった。(中略) 彼らは飯場で仕事を始めると、被保険者として登録された。(中略) 名簿は、日本人の氏名も載っている。名簿には創氏改名で日本人のような名前もあり、非常に区別をつけることが難しい」(以下略)⁽¹⁸⁾

日本人は無抵抗な朝鮮人に無理強いしたか

外村氏は次のように、日本人の朝鮮人に対する労務動員が非情であったかのように記す。

「日本人の労務動員ではまがりなりにも地域社会の秩序に配慮した要員確保の制度が存在した。(中略)

これに対して、朝鮮の労務動員はその地域の事情を考慮することなく、朝鮮の外部の人びとの目的のために遂行された。(中略)

もっとも面のレベルでは、その長と職員は基本的には朝鮮人であり、そこに長くとどまり生活する人びとであった。だが彼らが担わされた労務動員の遂行において、地域社会への配慮は許されなかった。(中略)

私企業の派遣する労務補導員らは、人員確保のために入っていった地域に長くとどまるわけでもなく、その地域の経済に責任をもつわけではない。彼らは自分たちが人員確保のために入った地域に存在する労働力を無理やりに奪い移動することに痛痒を感じなかったであろう。そうした彼らの活動を規制し、自分たちの地域のための労働力を保全する制度や力は朝鮮人には与えられていなかったのである。」⁽¹⁹⁾

ところが、実際に動員を行った石堂氏の「渡鮮日誌」を見ると、全く異なる記述がある。

第五次渡鮮日誌 (太字は引用者)

「十月十五日(水)晴

・・・ソレカラ咸安ノ面事務所ニ出頭。面長川合喜一(具在喜)氏及内務主任徳川喜洋(李南根)ニ挨拶ス。面長ハ面内築堤工事ニ人夫四、五百名毎日動員セル現況ヲ述べ、一名モ取ツテ呉レルナト極力説明ニ努メテキタガ、兎ニ角一名デモ良イカラ試ミニ直島行ヲ諒解セヨ、但シ積極的ニハ働キカケナイト述べ引下リ」(以下略)⁽²⁰⁾

朝鮮人の面長は面内の築堤工事を理由に動員者を出すことに難色を示しているし、石堂氏も「積極的には働きかけない」と譲歩している。

鎌田氏の戦時中の発言

外村氏は、所謂「強制連行」を示す根拠として、次のように記している。

「朝鮮の翼賛団体の幹部を務めた鎌田沢一郎は一九五〇年に出版した『朝鮮新話』のなかで、やはり朝鮮の労務動員が寝込みを襲ったり田畑で働いている者をトラックに載せたりして日本内地の炭鉱に送り込むようなものであったことを記していた。だが、その上

で鎌田は「総督がそれまで強行せよと命じたわけではないが、上司の鼻息を窺ふ朝鮮出身の末端の官吏や公吏がやつてのけたのである」と付け加えることを忘れなかった。つまりは人権無視の動員は日本人ではなく朝鮮人の下級官吏が行ったと言うのである。」⁽²¹⁾

この『朝鮮新話』の記述は、「南の内鮮一體とその失政」という項目の記述なのだが、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』(未来社、70頁、昭和40年)や鄭大均『在日・強制連行の神話』(文春新書、112頁、平成16年)でも引用されており、有名だが、同書には次のような記述もある。(一部漢字を改めた、太字引用者)

河鹿總督小磯のみそぎ

「だから南統治の末期から、自己の施政下にかけて、労務動員の強制が行はれてゐることを知るや、その改善に誠意を示すとともに、すでに徴用されて九州、北海道を初め全国各地の炭坑、工場等の職場で働いてゐる朝鮮人達の為、内鮮民間の大物を起用して労務査察使を編成、手わけしてその実情の調査と、現地に於ける待遇の改善、厚生施設等についての発言を行はしめ、労務者と家庭の連絡に資する一方、朝鮮民衆にその誤つた強制徴用に対するお詫心を表現し、さらに内地の鉱山、工場に対し大いに朝鮮人を尊重し、同胞愛の真実を以て之に対処せよと強調する等の、誠意と温情に富む政治的感觸は充分もつてゐた。」⁽²²⁾

この記述の中には不審な点がある。「労務査察使」との記述があるが、鎌田澤一郎氏自身が労務査察使(内地派遣員といふ名称で)として北海道に派遣されていたのである。そして雑誌の座談会で、次のように発言しているのである。(漢字を一部改めた)

「鎌田 考へて見るとこんどは派遣員のなかでは私と夏山さんが一番若手です。そこで青年の元気で北海道に参りました。北海道の労務状況は按じた程悪くない昔監獄部屋と云はれたやうな悪い感じの所も若干ありましたが、大体に於て悪くなかつた。良い所は全国の模範にしてもよい所がありました。」⁽²³⁾

「鎌田 労務者たちは以前の自由労働者の時とは全然違ふ。大東亜戦争の戦力増強のために重大な役割を持つて半島から来てゐるのだといふ事を深く認識してゐます。」⁽²⁴⁾

「鎌田 指導者の問題ですが夏山さんも御存知ですが新しい鉱山で種々な設備が理想的に行つてゐる所がありましたが、この請願巡査で残間と云ふ人がゐまして、非常に半島人の労務管理に熱心な人で、巡査をやめて指導者[を]志望し、鉱山の許しを得ると早速朝鮮に来て労務者出方の農村を見たり、志願兵訓練所に宿泊して体験したり、種々研究して帰り、労務管理を実に完全にやつてゐる。

一ヶ月位の訓練で現役兵に劣らぬ程立派な動作に仕上げてゐます。従つて労働能率は非常に良い、又移動者の率も非常に低く北海道一で僅かに一・六二%であります。」(以下略)⁽²⁵⁾

「鎌田 支那の諺に、蓬も麻の中に生ずれば真直ぐになるといふ言葉がありますが先づ内地人が正しく半島人を見、温い心に導いて行けばみんな真直に伸びて行けると云ふ確信を持ちました。」⁽²⁶⁾

また他の座談会出席者は、次のような発言をしている。

「夏山 伊達さんの行かれた秋田県にあつた美談で内務大臣にまで報告されました。ちやうど派遣員が行つてゐるとき、秋田の或鉱山で落盤事件があつた。

それは内地人の班長が労務者を引率して坑内に入った所、後の方で変な音がするので、朝鮮人の労務者を見せにやつた。その労務者が引きかへして見ると既に落盤が始まつてゐる。かたはらの者が早く逃げろと言つたところが、俺は班長に報告する義務があるからと言つて奥にかけこんだ。次の瞬間落盤があり班長と共に死んでしまつた。その事が逃げた者の口から判つて朝鮮人は責任感がないと云ふ事だが、それは嘘だ、こんなに立派に責任を果たしてゐるではないかと云ふ事で非常に感激されてゐます。」⁽²⁷⁾

「鈴川 大鶴炭鑛で見たのでありますが、午後六時入坑時間になると總員が一ヶ所に集つて隊長の“突撃”といふ号令でみんなが手を高く挙げて突撃と叫んで進発する。坑口のところには内鮮の家族をはじめ事務所の者も總出で見送りに来てゐます。小さな子供の手を引き或は赤ちやんを負んぶした半島の婦人達や学童もゐまして、これが一斉に安全歌といふ歌を歌ふのであります。

実に緊張した感激の場合で私も井垣さんも思はず泣かされました。」(以下略)⁽²⁸⁾

鎌田氏は、戦後出版した『朝鮮新話』では「昭和軍閥の墮落」(226頁)等と戦時中の日本を批判的に書いているが、戦時中の発言を見てみると戦後、態度を急変させたのではないかと思われる。だから、自身が内地派遣員として北海道へ調査に行ったことも伏せているのではないだろうか。何れにしても鎌田氏の戦時中の発言は一次資料として貴重だが、戦後出版された『朝鮮新話』の記述は信憑性に欠けるとと思われる。

日本人は徴用で炭坑に配置されなかったか

外村氏は日本人と朝鮮人の動員される職場が違う、と次のように主張する。

「ただし朝鮮人と異なり日本人の場合は炭鉱のような待遇の悪い職場に動員されることはなく、徴用された場合の援護施策は早い段階から準備されていた。」⁽²⁹⁾

令和元年、日本記者クラブ講演会でも同様の発言をしている。

「ちよっとまだギリギリ僕も確証を得ていないのですが、44年とか45年とかに日本人で既に工場で働いている人で(まあこれは懲罰的な可能性がありますけれども)配置転換的に炭坑に配置されているケースがあるみたいなんですけれど、ちよっとわからないですね。(中略)何れにしても日本人は、炭坑とか土建とか港湾に徴用はかけていないですね。総動員法の五条の勤労協力はちよっとある、三ヶ月の協力はあるんですけどね。」⁽³⁰⁾

これは全く事実誤認である。日本人も徴用で一般工場から炭鉱へ配置転換されている。そのことを示す資料を紹介する。

「政府は一九年三月には徴用による炭鉱労働力の確保、石炭挺身隊の結成、集団移入朝鮮人の雇用期間延長等を内容とする「石炭勤務緊急措置要綱」を閣議決定した。さらに右要項の実施を強力に推進するため、同年八月には「石炭勤務確保ノ為ノ工場勤労者配置転換実施要項」に基づき、徴用により一般工場から炭鉱へ労働者の配置転換を実施するに至った。」⁽³¹⁾

『朝日新聞』も次のように報じている。

「石炭勤務の充足 工場勤労者の配置転換

その骨子は各種工場、事業場の重要度または資材確保、勤務保有状況等を睨み合せて、女子にて代替し得る職場、または整理しても差支へない職場にある男子勤労者を石炭勤務へと急速的確に配置転換せんとするものである」(以下略)⁽³²⁾

「炭礦の応徴士から献金

昨夏実施された第一次勤務配置転換により目下北海道炭礦汽船某鑛業所にあつて増産に挺身する帝都の応徴士太田又二君ほか六十六名はこのほど坂警視総監あて一同の拠金になる百三十四円を寄託してきた」⁽³³⁾

先に見て来たように、「募集」「官斡旋」の時期には渡航寸前に父親や母親が宿舍まで来て息子を連れて帰ることも可能だったが、昭和十九年の「徴用」となるとさすがにそのようなことは不可能になり、日本の戦況が悪化したこともあり、警察官が殺害される事件まで起きている。次の資料は当時の朝鮮半島の緊迫した様子を伝えている。(太字筆者)

「第八十五回帝国議会説明資料 朝鮮総督府(昭和十九年八月作製)

一三、勤務動員二伴フ民心ノ趨向ニ之ガ指導取締状況ニ付承リタシ
・・・近年勤務者階層ハ生活環境ノ好転ニヨリ、移入或ハ斡旋勤務者タルコトヲ好マザルノミナラズ一部戦線ノ不利乃至内地ニ対スル頻々タル空襲ヲ憂慮シ之ガ忌避行為ニ出ズル者漸次増加セルヲ以テ本年初頭以来、専ラ指導啓蒙ニ重点を注ギ即チ全鮮各警察署ヲシテ小講演会、座談会、紙芝居等ヲ反復開催シ、時局認識の昂揚並ニ国体觀念ノ啓培ヲ図リ以テ勤労ニヨル殉国精神ノ注入ニ努ムル等、百万手段ヲ尽シテ勸奨シ猶肯セザル者ニ対シテハ一罰百戒ノ見地ヨリ取締ヲ加ヘ来レル結果、漸ク奏効シ効果見ルベキモノアリタル処、最近一般徴用実施セラルル旨発表セラレルルヤ、一部知識階層並ニ有産階級中ニハ逸早く支那滿洲国方面ニ逃カイシ、或ハ住居ヲ転々シテ当局ノ住居調査ヲ至難ナラシメ、或ハ急拠徴用除外部門ヘノ就職ヲ企テ一般階層ニ於テモ医師ヲ籠絡仮病入院シ、又態々花柳病ニ罹染シ疾患ノ故ヲ以テ免レント企テ中ニハ自己ニ於テ手、足ニ傷ツケ不具者トナリ忌避セントスル者甚ダシキニ至リテハ勤務動員ハ邑面職員乃至警察官ノ専恣ニ因ルモノト曲断シ、之ヲ怨ミ暴行脅迫ノ挙ニ出ズル等ノ事案ハ実ニ枚挙ニイテマナク、最近報告ニ接セル事犯ノミニテモ二十数件ヲ算スル状況ニアリ。殊ニ先般忠清南道ニ発生セル送出督励ニ赴キタル警察官ヲ殺害セル事犯ノ如キハ克ク這間ノ動向ヲ物語ルモノニテ、特ニ最近注目スベキハ集団忌避乃至暴行々為ニシテ、慶尚北道慶山警察署ニ於テ

検挙セル不穩企図事件ノ如キハ、徴用忌避ノ為青壯年二十七名ガ決心隊ナル団体ヲ結成シ食料、竹槍、鎌等ノ武器ヲ携行山頂ニ立籠リ、アクマデ目的貫徹ヲ企図シ居リタルモノニシテ先鋭化セル労働階層ノ動向ノ一端ヲ窮知シ得ラルル所ナリ。」(以下略)⁽³⁴⁾

外村氏は「官斡旋」の時期に暴力的な「強制連行」が発生していたかのように記述しているが、この時期に警察官の殺害事件が起こったという記述は無い。見方を変えれば、朝鮮人の父母が日本への渡航寸前の息子を連れ戻すことが出来た「官斡旋」の時期には、(警察官殺害のような)激しい抵抗をする必要が無かったのではないだろうか。ところが、「徴用」となると朝鮮人の父母が息子を連れ戻す等はさすがに出来なかったであろうし、日本内地の空襲等が伝えられると、警察官殺害のような激しい抵抗が発生したのではないだろうか。

おわりに

次に紹介する写真 a (写真 a の出典は『旭川新聞』大正15年9月9日、次頁右上の写真) は、かつて大阪市中央区にある大阪国際平和センター(ピースおおさか) B 展示室の「強制連行と強制労働」という解説パネルの右横に展示されていた。大正15年の写真なのだから、昭和14年から同20年の朝鮮人の戦時労働とは何の関係も無い写真である。同センターは市民団体「戦争資料の偏向展示を正す会」の指摘を受けて、展示パネルを撤去した⁽³⁵⁾。しかし、その後、韓国の教科書が同写真を「徴用工」と紹介していることが発覚(平成31年3月19日、次頁右下の写真)、韓国政府は間違いを認め訂正した。ところが、今度は朝鮮学校を好意的に描く映画『アイたちの学校』が日本と朝鮮の歴史を紹介する際、同写真に「1944年 国民徴用令」といふテロップを付けていることが明らかになった(次頁左下の写真)。どうしてこのようなことが繰り返し、繰り返し行われるのだろうか。

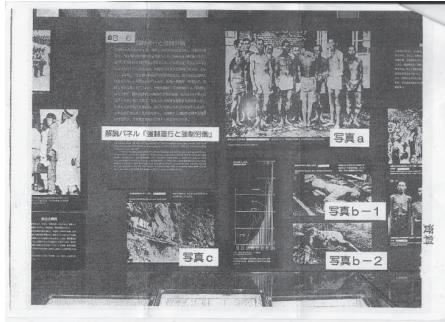
一つ言えることは、外村氏の『朝鮮人強制連行』の記述の仕方もそうだが、朝鮮人の戦時労働を事実を曲げてまで殊更に悲惨なものであったかのように主張する人達が確実に存在することである。外村氏自身は「そもそも朝鮮人強制連行に関心をもって仕事をしている歴史研究者自体がかなり少ないのが現状である。」⁽³⁶⁾と記している。確かに一般的には少ないと言えるのかもしれない。しかし、その所謂「強制連行論」を批判する研究者に比べれば、はるかに多いのである。

そして、先に紹介したように日本の教科書のみならず、韓国の教科書にまで影響を及ぼし、裁判にまでなっているのである。つまり少数ではあっても、圧倒的多数の無関心層に対してまで影響力を及ぼしているのである。

「強制連行論」が一般に関心を持たれることが少なかったということは、批判にさらされることも比較的少なかった、と言えるのかもしれない。

一次資料に基づく検証が、急務だと思う。

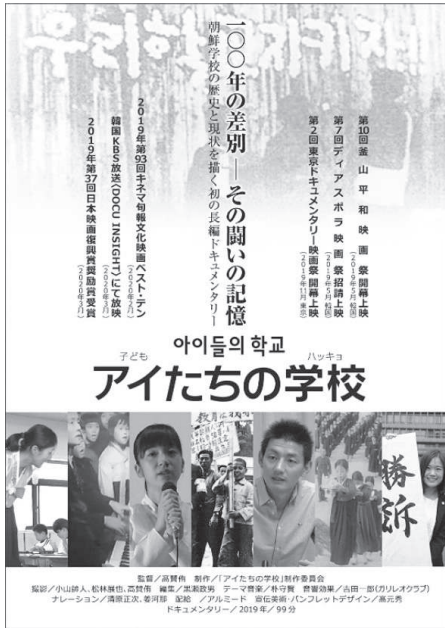
大阪国際平和センター(ピースおおさか)
B展示室(写真a)(平成3年~23年)



『旭川新聞』大正15年9月9日



映画『アイたちの学校』高賛侑監督
(令和元年)



『産経ニュース』(平成31年3月19日)
韓国の小6教科書、無関係写真を「徴用工」写真と掲載



注

- 1 外村大著『朝鮮人強制連行』岩波新書、平成24年、3頁
- 2 同上、61頁
- 3 北海道炭礦汽船株式会社『社友』社友會（昭和十五年六月二十五日發行）、加藤博史編著『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅲ朝鮮人2中』所収、明石書店、平成3年、1242頁
- 4 外村、前掲『朝鮮人強制連行』平成24年、143-144頁
- 5 北海道開拓記念館所蔵『昭和十七年度一時帰鮮関係綴』、守屋俊彦編『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅲ朝鮮人2下』所収、明石書店、平成3年、1867頁
- 6 三菱礦業直島精錬所労務係渡鮮日誌（昭和十五～十八年）石堂忠右衛門、林えいだい・白戸仁康編者『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅳ』所収、明石書店、平成3年、512頁
- 7 同上、同上所収、518頁
- 8 同上、同上所収、549頁
- 9 外村、前掲『朝鮮人強制連行』155頁
- 10 『東洋経済新報』昭和19年2月26日号、19頁
- 11 同上、23頁
- 12 同上
- 13 同上
- 14 外村、前掲『朝鮮人強制連行』156頁
- 15 「北海道炭礦汽船株式会社 七十年史・勤労編」七十年史編纂室（昭和三十三年五月）、加藤博史編著『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅲ朝鮮人2中』所収、平成3年、1144-1145頁
- 16 注5に同じ、1900頁
- 17 外村、前掲『朝鮮人強制連行』151頁
- 18 『船尾鑛業保険名簿』、林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅱ朝鮮人1下』所収、平成3年、1824頁
- 19 外村、前掲『朝鮮人強制連行』234-235頁
- 20 注6に同じ、530頁
- 21 外村、前掲『朝鮮人強制連行』220頁
- 22 鎌田澤一郎著『朝鮮新話』、創元社、昭和25年、323頁
- 23 「半島労務者と内地を語る 内地派遣員座談會」、『國民總力』國民總力朝鮮聯盟、昭和19年7月15日号、8頁
- 24 同上、9頁
- 25 同上、10頁
- 26 同上、11頁
- 27 同上、9頁
- 28 同上、11頁
- 29 外村、前掲『朝鮮人強制連行』234頁
- 30 日本記者クラブHP「朝鮮半島の今を知る」(35) 朝鮮人強制連行の実態 外村大・東京大学大学院教授 令和元年10月25日（上記HP掲載の動画より、筆者が文字起こしした。）
- 31 労働省編『労働行政史 第一卷』（財団法人労働法令協会）、昭和36年、1096頁
- 32 『朝日新聞』昭和19年8月29日付
- 33 『朝日新聞』昭和20年1月12日付
- 34 近藤銀一編（朝鮮史料編纂会）『太平洋戦争下終末期朝鮮の治政』巖南堂書店、昭和36年、87～89頁
- 35 『産経新聞』平成23年10月29日付夕刊
- 36 外村、前掲『朝鮮人強制連行』5頁